

昭和52年3月28日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託、工事用原材料の購入又は役務の提供に係る委託（以下「工事等」という。）に関する指名競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格審査及び指名等の基準に関し、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格審査申請書の添付書類)

第2条 規則第125条第1項に規定する入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に添付する書類は、別表に掲げるとおりとする。

(資格審査)

第3条 入札参加者の資格審査は、適格審査及び等級別格付審査とする。

- 2 資格審査の基準日は、資格審査の申請をする日の属する月の前月の1日（以下「審査基準日」という。）とする。
- 3 適格審査は、入札参加排除基準（付録第1）に基づき行う。
- 4 等級別格付審査は、市内の建設業者についてのみ行うものとし、等級別格付基準（付録第2）に基づき審査し、建設工事の種類ごとに等級別格付けを行うものとする。

(申請及び登録)

第4条 規則第125条第1項の規定による申請（以下この条において「申請」という。）は、市内の業者及び市外の業者ごとに、2年ごとに受け付ける定時申請及び半年ごとに受け付ける追加申請とする。

- 2 申請の受付期間は、定時申請にあつては11月1日から同月30日までとし、追加申請にあつては5月1日から同月31日まで及び11月1日から同月30日まで（市内の業者及び市外の業者ごとに、定時申請の受付期間と重複する期間を除く。）とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合で、市長が特に必要と認めるときは、その都度申請を受け付けることができる。
 - (1) 既に規則第125条第2項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けた者のみでは、工事等の執行が不可能であるとき。
 - (2) 既に登録を受けた者が、特定の建設工事の共同企業体を設立したとき。

(3) 既に登録を受けた者が、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく許可に係る同法別表に掲げる建設工種の種類を追加するとき。

(4) 会社合併、会社分割又は営業譲渡により、既に登録を受けた者から事業を承継した者が新たに登録しようとするとき。（既に登録を受けた者の登録の範囲内に限る。）

(5) 既に登録を受けた者が、市外の業者から市内の業者に、又は市内の業者から市外の業者に変更となったとき。（変更前における登録の範囲内に限る。）

(6) 入札参加排除基準（付録第1）の7により排除された者の指名停止期間が満了したとき（ただし、申請の受付は、指名停止期間満了後の30日以内に限る。）。

4 登録は、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載して行う。

5 登録の有効期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定時申請に係る登録の場合 登録の日から2年間

(2) 追加申請に係る登録の場合並びに第3項第1号、第4号及び第5号に該当して登録する場合 登録の日から次の定時申請の受付を行う年度の3月31日まで

(3) 第3項第2号に該当して登録する場合 登録の日からその特定の建設工事が終了するまで

(4) 第3項第3号に該当して登録する場合 登録の日から既に受けている登録の有効期間の満了の日まで

6 有資格者名簿は、財政部契約課長が毎年度作成し、保管する。

（入札参加者選定基準及び指名停止基準）

第5条 入札参加有資格者のうち入札参加者を選定する場合の基準は、入札参加者選定基準（付録第3）による。

2 入札参加者の指名を停止する場合の基準（以下「指名停止基準」という。）は、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に定めるところによる。

（報告）

第6条 工事担当部の長は、有資格者名簿に登録されている入札参加有資格者が入札参加排除基準に該当したことを知ったときは、遅滞なく、財政部長にその旨を報告しなければならない。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から実施する。

附 則（昭和57年4月1日）

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則（昭和57年4月1日）

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

附 則（昭和58年6月1日）

この要綱は、昭和58年6月1日から実施する。

附 則（昭和60年4月1日）

この要綱は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則（昭和61年2月1日）

1 この要綱は、昭和61年2月1日から実施する。

2 改正後の指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱第4条第1項本文の規定の適用については、市内業者については昭和61年度を初年度とし、市外業者については昭和62年度を初年度とするものとする。

附 則（昭和62年7月1日）

この要綱は、昭和62年7月1日から実施する。

附 則（平成元年2月1日）

この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

附 則（平成元年10月1日）

この要綱は、平成元年10月1日から実施する。

附 則（平成2年4月1日）

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則（平成7年4月1日）

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成12年4月1日）

1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関する付録第1第1項の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月15日）

- 1 この要綱は、平成13年1月15日から実施する。
- 2 新たに平成13年度の登録を受けようとする市内の業者に関する第1条中付録第1第3項の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成13年10月25日）

この要綱は、平成13年10月25日から実施する。

附 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年12月1日）

この要綱は、平成15年12月1日から実施する。

附 則（平成19年2月6日）

この要綱は、平成19年2月6日から実施する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成20年4月1日）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成22年2月22日）

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成26年12月16日）

この要綱は、平成26年12月16日から実施する。

附 則（平成27年9月18日）

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から実施し、改正後の付録第1の規定は、指名競争入札に係る入札参加者のうち市内の業者にあつては平成27年度に、市外の業者にあつては平成28年度にそれぞれ受け付ける定時申請から適用する。
- 2 改正後の付録第3の規定は、平成28年4月1日以後に執行する指名競争入札に係る入札参加者の選定について適用する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年9月14日）

この要綱は、平成29年9月14日から実施し、改正後の付録第2第5項第3号の規定中いわき市女性活躍推進企業認証制度の認証による評価基準に関する部分は、平成29年度に受け付ける定時申請から適用する。

附 則（平成30年9月4日）

この要綱は、平成30年9月4日から実施する。

附 則（令和2年7月20日）

この要綱は、令和2年7月20日から実施する。

附 則（令和3年9月13日）

この要綱は、令和3年10月1日から実施し、改正後の付録第1の規定は、指名競争入札に係る入札参加者のうち市内の業者にあつては令和3年度に、市外の業者にあつては令和4年度にそれぞれ受け付ける定時申請から適用する。

附 則（令和8年2月24日）

この要綱は、令和8年4月1日から実施し、同年4月1日以降に実施する入札及び随意契約について適用する。

別表（第2条関係）

入札参加資格審査申請書添付書類一覧表

区分	添付書類	備考
建設工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設業法別表に規定する許可証の写し又は許可証明書 2 法人等の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。） 3 身分証明書（申請者が個人の場合に限る。） 4 技術者経歴書 5 納税証明書 6 総合評定値通知書の写し 7 その他市長が必要と認めた書類 	<p>申請者が公益法人であるときは、これに準ずる書類、定款等を提出すること。</p>
測量調査設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業に関する登録証明書 2 法人等の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。） 3 身分証明書（申請者が個人の場合に限る。） 4 業務経歴書 5 技術者経歴書 6 財務諸表（直前1箇年分のものに限る。） 7 納税証明書 8 その他市長が必要と認めた書類 	
役務の提供	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人等の登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。） 2 身分証明書（申請者が個人の場合に限る。） 3 財務諸表（直前1箇年分のものに限る。） 4 納税証明書 5 その他市長が必要と認めた書類 	

付録第1（第3条、第6条関係）

入札参加排除基準

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者
- 3 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者
- 4 いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者
- 5 工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があつた日から2年を経過していない者
- 6 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- 7 次の各号の一に該当すると認められる者で、第4条第2項に定める申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 8 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている者を除く。）

付録第2（第3条関係）

等級別格付基準

1 等級別格付けの対象となる建設工事の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事

2 等級別格付けは、土木一式工事及び建築一式工事にあつては特A、A、B及びCの4等級に、電気工事、管工事及び舗装工事にあつてはA、B及びCの3等級に区分して行うものとする。

3 前項の等級別格付けは、等級別の基準数値を定め、業者についての客観的査定項目及び発注者別評価査定項目に基づいて、第5項により算出した総合点数及び次の表に定める格付要件に対応させて行うこととする。

工事の種類	等級	格付要件
土木一式工事	特A	① 特定建設業の許可 ② 技術者8名以上（うち1級3名以上） ③ 総合点数1,000点以上
	A	① 次の要件に該当するもののうち、特Aの要件を満たさなかった者 ② 技術者4名以上（うち1級2名以上） ③ 総合点数800点以上
	B	① 次の要件に該当するもののうち、特A又はAのいずれの要件も満たさなかった者 ② 技術者2名以上 ③ 総合点数600点以上
	C	特AからBまでのいずれの要件も満たさなかった者
建築一式工事	特A	① 特定建設業の許可 ② 技術者5名以上（うち1級2名以上） ③ 総合点数900点以上
	A	① 次の要件に該当するもののうち、特Aの要件を満たさなかった者

		② 技術者2名以上（うち1級1名以上） ③ 総合点数700点以上
	B	① 次の要件に該当するもののうち、特A又はAのいずれの要件も満たさなかった者 ② 技術者2名以上 ③ 総合点数500点以上
	C	特AからBまでのいずれの要件も満たさなかった者
電気工事	A	① 特定建設業の許可 ② 技術者3名以上（うち1級1名以上） ③ 総合点数900点以上
	B	① 次の要件に該当するもののうち、Aの要件を満たさなかった者 ② 技術者2名以上 ③ 総合点数600点以上
	C	A又はBのいずれの要件も満たさなかった者
管工事	A	① 特定建設業の許可 ② 技術者3名以上（うち1級1名以上） ③ 総合点数900点以上
	B	① 次の要件に該当するもののうち、Aの要件を満たさなかった者 ② 技術者2名以上 ③ 総合点数600点以上
	C	A又はBのいずれの要件も満たさなかった者
ほ装工事	A	① 特定建設業の許可 ② 技術者3名以上（うち1級1名以上） ③ 総合点数900点以上
	B	① 次の要件に該当するもののうち、Aの要件を満たさなかった者 ② 技術者2名以上 ③ 総合点数600点以上
	C	A又はBのいずれの要件も満たさなかった者

4 査定項目は、次に掲げる事項とする。

(1) 客観的事項

ア 経営規模

イ 経営状況

ウ 技術力（技術職員数の状況）

エ 労働福祉等の状況

(2) 発注者別評価事項

ア 企業の技術力

イ 企業の地域社会に対する貢献度

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

5 等級別格付けのための総合点数の算出は、次の方法によるものとする。

(1) 総合点数の算定方法

客観点数＋発注者別評価点数＝総合点数

(2) 客観点数

総合評定値通知書における総合評定値

(3) 発注者別評価点数

次の表における評価点の合計

		評価項目	配点	評価基準	評価点
工事内容に関する項目	1	工事成績（過去4年間のいわき市発注工事の平均工事成績点）	700点～▲ 1300点	【算式】 (過去4年間の平均工事成績点－65) ×20点	700点～▲ 1300点
	2	工事实績（過去4年間のいわき市発注工事の平均受注工事件数）	最大 20点	過去4年間の平均工事件数×2点	20点～ 0点
	3	工事实績（過去4年間のいわき市発注工事の平均完成工事高）	最大 20点	過去4年間の平均完成工事高500万円までを1点とし、500万円増加	20点～ 0点

4	工事施工の状況（過去2年又は3年の営業年度の下請発注率により算出する。）	0点～ ▲40点	【算式】 下請発注比率＝過去2年又は3年平均の外注した金額÷完成工事高		
			下請発注比率	建築工事以外	建築工事
			50%以下	0点	0点
			50%を超え 60%以下	▲4点	0点
60%を超え 70%以下	▲8点	0点			
70%を超え 80%以下	▲12点	▲4点			
80%を超え 85%以下	▲16点	▲8点			
85%を超え 90%以下	▲20点	▲12点			
90%を超え 95%以下	▲40点	▲20点			
95%を超える	▲40点	▲40点			
5	過去4年間のいわき市発注の指定部門における優良工事表彰の受賞実績の有無	20点	受賞実績あり	20点	
			受賞実績なし	0点	
6	ISO9001、JIS Q9001の認証取得状況	10点	取得している。	10点	
			取得していない。	0点	
7	安全管理	10点	過去2年間に、企業として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰の受賞実績あり	10点	

				上記受賞実績はないが、建設業労働災害防止協会へ加入している。	5点
				上記以外	0点
企業の 地域社 会に対 する貢 献度 に 関 する 項 目	8	環境への配慮	10点	I S O14001, J I S Q14001の認証を取得している。	10点
				I S O14001, J I S Q14001の認証を取得していないが、エコアクション21の認証を取得している。	5点
				上記以外	0点
	9	市内における過去2年間以上継続したボランティア活動又は地域づくり活動の実績の有無	10点	実績あり	10点
				実績なし	0点
	10	福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」若しくは「仕事と生活の調和」の認証又はいわき市女性活躍推進企業認証制度における認証取得の有無	10点	「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	10点
				「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している。	5点
				「働く女性応援」及び「仕事と生活の調和」のいずれの認証も取得していないが、いわき市女性活躍推進企業認証制度における認証を取得している。	3点
				上記以外	0点
	11	消防団への協力	10点	いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けている。	10点
				いわき市消防団協力事業所表示制度の認定を受けていないが、いわき市消防団に1年以上加入している者を1名以上雇用している。	5点

			上記以外	0点
12	献血への協力	10点	いわき市における献血協力事業者である。	10点
			いわき市における献血協力事業者でない。	0点
13	いわき市民を雇用している場合において、その者に対する市県民税の特別徴収の実施の有無	10点～▲10点	特別徴収義務者であり、特別徴収を行っている。	10点
			特別徴収義務者でなく、特別徴収を行っていない。	0点
			特別徴収義務者であるが、特別徴収を行っていない。	▲10点
14	障がい者の雇用	10点	法定義務のある企業にあつては、法定雇用率以上の障がい者雇用が、法定義務のない企業にあつては、障がい者雇用があること。	10点
			上記以外	0点
15	いわき市内において過去1年以内に新卒者を1名以上雇用（正規雇用）していること。	10点	雇用している	10点
			雇用していない	0点
16	いわき市内において過去1年以内に離職者を1名以上雇用（正規雇用）していること。	10点	雇用している	10点
			雇用していない	0点
17	いわき市内における従業員数（正規雇用）が1年前より1名以	10点	増加している。	10点
			増加していない。	0点

	上増えていること。																		
18	いわき市内で過去2年間に災害時の出動実績があること。 いわき市内が協定の範囲に含まれている災害時の応援協定をいわき市と締結していること。	20点	ア及びイに該当する。	20点															
			ア又はイに該当する。	10点															
			上記以外	0点															
19	過去2年間のいわき市発注の道路維持補修若しくは下水道管路施設修繕を履行又は除雪契約を受注した実績の有無	10点	実績あり	10点															
			実績なし	0点															
20	建設業法に基づく処分の有無	0点～▲50点	<p>過去2年間に建設業法に基づく処分を受けた場合は、次のとおり、評価点を減点する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分</th> <th>処分期間</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示処分</td> <td></td> <td>▲10点</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">営業停止</td> <td>30日未満</td> <td>▲20点</td> </tr> <tr> <td>30日以上90日未満</td> <td>▲30点</td> </tr> <tr> <td>90日以上180日未満</td> <td>▲40点</td> </tr> <tr> <td>180日以上</td> <td>▲50点</td> </tr> </tbody> </table>		処分	処分期間	評価点	指示処分		▲10点	営業停止	30日未満	▲20点	30日以上90日未満	▲30点	90日以上180日未満	▲40点	180日以上	▲50点
処分	処分期間	評価点																	
指示処分		▲10点																	
営業停止	30日未満	▲20点																	
	30日以上90日未満	▲30点																	
	90日以上180日未満	▲40点																	
	180日以上	▲50点																	
21	入札参加資格（指名停止の措置）の有無	0点～▲50点	いわき市が発注した建設工事若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託又は工事用原材料の購入																

				若しくは物品の購入において、過去2年間に指名停止の措置を受けた期間により、次のとおり、評価点を減点する。														
				<table border="1"> <tr> <th>指名停止期間</th> <th>評価点</th> </tr> <tr> <td>1月未満</td> <td>▲5点</td> </tr> <tr> <td>1月以上2月未満</td> <td>▲10点</td> </tr> <tr> <td>2月以上4月未満</td> <td>▲20点</td> </tr> <tr> <td>4月以上6月未満</td> <td>▲30点</td> </tr> <tr> <td>6月以上12月未満</td> <td>▲40点</td> </tr> <tr> <td>12月以上</td> <td>▲50点</td> </tr> </table>	指名停止期間	評価点	1月未満	▲5点	1月以上2月未満	▲10点	2月以上4月未満	▲20点	4月以上6月未満	▲30点	6月以上12月未満	▲40点	12月以上	▲50点
指名停止期間	評価点																	
1月未満	▲5点																	
1月以上2月未満	▲10点																	
2月以上4月未満	▲20点																	
4月以上6月未満	▲30点																	
6月以上12月未満	▲40点																	
12月以上	▲50点																	
合計（全21項目）			最高点 910点 最低点 ▲1450点															

6 等級に対応する発注の標準となる設計額は、次の表のとおりとする。

土木一式工事		建築一式工事		電気工事		管工事		舗装工事	
等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額
A	1,500万円以上 2,000万円未満	A	3,500万円以上 7,500万円未満	A	1,500万円以上 2,000万円未満	A	1,500万円以上 2,000万円未満	A	1,500万円以上 2,000万円未満
B	700万円以上 1,500万円未満	B	2,000万円以上 3,500万円未満	B	700万円以上 1,500万円未満	B	700万円以上 1,500万円未満	B	700万円以上 1,500万円未満
C	700万円未満	C	2,000万円未満	C	700万円未満	C	700万円未満	C	700万円未満

7 一般競争入札の対象である建設工事において指名競争入札を実施する場合の等級に対応する発注の標準となる設計額は、次の表のとおりとする。

土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	舗装工事
--------	--------	------	-----	------

等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額	等級	設計額
特A	7,000万円以上	特A	15,000万円以上						
A	2,000万円以上 7,000万円未満	A	7,500万円以上 15,000万円未満	A	2,000万円以上	A	2,000万円以上	A	2,000万円以上

8 前2項の規定にかかわらず、一の等級には、当該等級の1等級上位又は1等級下位の等級の業者を含めることができる。

9 前項の規定を適用して指名する業者の割合は、指名総数の10分の4以内とする。

付録第3（第5条関係）

入札参加者選定基準

- 1 入札参加有資格者のうち発注の標準となる工事の設計額に対応する等級に属する者のうちから選定するものとする。
- 2 特定の機械又は技術を必要とする工事その他特に必要と認められる工事及び等級区分の定めのない工事等については、前項の規定にかかわらず、入札参加有資格者のうちから選定することができる。
- 3 前2項の規定に基づいて入札参加者を選定しようとする場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにしなければならない。

<p>1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無</p>	<p>次に掲げる事項に該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 指名停止基準に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 工事等に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負人として不相当であると認められること。</p> <p>ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に対する措置請求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>イ 一括下請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負人の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から市に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負人として不相当であると認められること。</p>
<p>2 審査基準日以降における経営状況</p>	<p>手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p>
<p>3 審査基準日以降における工事成績</p>	<p>(1) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 表彰状、感謝状を受けていること等工事成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
<p>4 工事等に対する地</p>	<p>営業所の所在地及び当該所在地における工事等の実績からみて、施工特</p>

理的条件	性に精通し、工種、工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
5 手持工事等の状況	工事等の受注状況からみて、当該工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。
6 工事等の施工についての技術的適性	次に掲げる事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 入札の対象となる工事等と同種の工事等について相当の施工実績があること。 (2) 入札の対象となる工事等の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる工事等の施工実績があること。
7 審査基準日以降における安全管理の状況	(1) 指名停止基準に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負人として不相当であると認められるときは、指名しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 発注工事について、過去2年間に死亡者の発生がないこと等安全管理の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。
8 審査基準日以降における労働福祉の状況	(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負人として不相当であると認められるときは、指名しないこと。 (2) 発注工事について、建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結せず、又は証紙購入若しくはちょう付が十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。 (4) 建設工事に係る入札において、社会保険等に加入していない者は、指名しないこと。ただし、社会保険等の適用が除外されている者を除く。